

令和3年9月15日

関係者各位

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所に対する行政処分について

日頃から、本市の介護福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび、本市は、下記のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 処分の対象となる事業者

名称	代表社員	所在地
ポプラケア合同会社	藤本 久美	愛知県名古屋市中区平和二丁目14番18号

2 処分の対象となる事業所及び処分の内容

名称(所在地)	サービスの種類	処分の内容
ポプラケア (中区平和二丁目 14番18号)	訪問介護、 予防専門型訪問サービス	指定の一部効力の停止 (R3.9.15~10.14)
ポプラケアデイサービス (瑞穂区船原町 6丁目38番地)	地域密着型通所介護 予防専門型通所サービス	指定取消 (R3.9.15)

## 介護保険法に基づく処分

## 1 処分の内容

## (1) ポプラケア

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和3年9月15日から 令和3年10月14日まで
	介護給付費の請求の上限を7割とする	

## (2) ポプラケアデイサービス

決定した処分	効力発生日
指定取消	令和3年9月15日

## 2 処分の原因となる事実

## (1) ポプラケア（訪問介護）

ア 管理者兼サービス提供責任者が、同居の家族である利用者に対して訪問介護を提供し、介護報酬を請求した。（介護保険法第77条第1項第6号に該当）

イ 一体的に運営している障害者総合支援法における重度訪問介護及び移動支援に関し、不正な行為が認められた。（介護保険法第77条第1項第10号に該当）

## (2) ポプラケア（予防専門型訪問サービス）

一体的に運営している訪問介護並びに障害者総合支援法における重度訪問介護及び移動支援に関し、不正な行為が認められた。（介護保険法第115条の45の9第6号及び第7号に該当）

## (3) ポプラケアデイサービス（地域密着型通所介護）

ア サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを提供したと虚偽の書類を作成し、介護報酬を請求した。（介護保険法第78条の10第8号に該当）

イ 居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供時間より短い時間でサービス提供を切り上げていたにもかかわらず、計画通りの請求区分で介護報酬を請求した。（介護保険法第78条の10第8号に該当）

ウ 法人代表者の指示で管理者及び従業者が虚偽のサービス実施記録を作成したにもかかわらず、令和2年10月1日実施の監査において、指示したことはないと法人代表者が虚偽の答弁を行った。（介護保険法第78条の10第10号に該当）

エ 令和元年8月の更新にあたり、常勤ではない管理者を常勤であるとして虚偽の申請をし、指定の更新を受けた。（介護保険法第78条の10第11号に該当）

オ 一体的に運営している予防専門型通所サービスに関し、介護保険法第115条の45の9第5号に規定される違反をした。（介護保険法第78条の10第12号に該当）

(4) ポプラケアデイサービス（予防専門型通所サービス）

ア 令和元年 8 月の更新にあたり、常勤ではない管理者を常勤であるとして虚偽の申請をし、指定の更新を受けた。（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 5 号に該当）

イ 一体的に運営している地域密着型通所介護に関し、介護保険法第 78 条の 10 第 8 号、第 10 号及び第 11 号に規定される違反をした。（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号に該当）

3 欠格事由該当者（ポプラケアデイサービス）

- (1) 藤本 久美（ポプラケア合同会社代表社員）
- (2) 河合 章（ポプラケアデイサービス管理者）

【問合せ】

高齢福祉部介護保険課  
電話：052-972-3487